

## 入札時に提出する積算内訳書への労務費等の内訳の記載について

令和7年12月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、「入契法」という。）の改正に伴い、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、材料費及び労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となりました。

これを踏まえ川崎市では、令和7年12月12日付「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴う対応について」にてお知らせしたとおり、入札参加者の皆様に対し、入札時に提出いただく積算内訳書に労務費等の内訳の記載を求めることといたします。

※企業会計においても同様の対応となります。

### 1 概要

入札時に提出いただく積算内訳書に、現行の内訳に加え、改正入契法で定められた「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（※）（以下、「労務費等」という。）の内訳の記載欄を新たに設け、内訳を記載いただくこととなります。

（※）「当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」とは、「法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金」と定められています（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条）。

### 2 対象案件

令和8年4月1日以降に公告または指名通知書を送付する全入札案件

### 3 積算内訳書の提出における注意事項

入札時に提出いただく積算内訳書に労務費等の内訳が不記載である場合は、改正入契法の趣旨を踏まえ、当該入札を「無効」として取り扱う場合がありますので御注意ください。

なお、当面の間、労務費等について算出が困難な場合においては、全てを計上できない場合「算出不能」、「計上不能」等、一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載し、提出することを認めます。

<労務費等について算出が困難な場合の記載例>

項目	金額
材料費	〇〇〇（一部のみ計上）
労務費	算出不能

**(参考) 入契法**

**【改正前】**

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、**入札金額の内訳を記載した書類**を提出しなければならない。

**【改正後】**

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、**入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）**を記載した書類を提出しなければならない。